

住宅の耐震改修工事に係る固定資産税の減額措置について

既存の住宅について一定の改修工事を行った場合、町に申告すると固定資産税が減額されます。

対象となる住宅

昭和57年1月1日以前から存在する住宅について、平成18年1月1日から令和8年3月31日までの間に一定の耐震改修工事を行った場合、当該家屋に係る固定資産税の2分の1が以下のおり減額されます。(1戸当たり120m²を限度)

- ア 平成18年1月1日～平成21年12月31日の間に耐震改修が完了→翌年度から3年度分
- イ 平成22年1月1日～平成24年12月31日の間に耐震改修が完了→翌年度から2年度分
- ウ 平成25年1月1日～令和8年3月31日の間に耐震改修が完了→翌年度分

対象となる工事(ア・イの両方を満たす工事)

- ア 現行の耐震基準に適合する耐震改修工事
- イ 耐震改修に要した費用の額(自己負担額)が1戸当たり50万円以上であること。

減額を受けるための手続き

改修工事終了後3か月以内に申告書と「固定資産税減額証明書」、「改修工事費用を確認できる書類(工事費用の領収書の写し等)」を役場税務課に提出してください